

社会復帰促進等事業に係る平成19年度成果目標の実績評価及び平成20年度成果目標に関する総括表

上段:アウトカム指標 下段:アウトプット指標
 ◎:20年度重点目標管理事業 ☆:20年度新規事業

1. 平成19年度新規事業及び平成20年度重点目標管理事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

事業番号	事業名	施策概要	19年度成果目標	成果目標達成度合	20年度成果目標	備考
1	労働者の健康の保持増進対策事業	過重労働対策及びメンタルヘルス対策を推進するため、事業場に対する具体的取組手法の普及啓発、対策を推進する人材育成、専門家による支援等各種支援事業を実施する。	① メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を86.7%以上にする。 ② THPのデモンストレーション事業を利用した事業場から、当該事業を利用した結果、「有効、有用であったことから、今後も続けて取り組むこととする。」との回答の割合を80%以上にする。	○	① メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ、新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を86.7%とする。 ② THPのデモンストレーション事業を利用した事業場において、当該支援事業を踏まえ、労働者の健康の保持増進に取り組む割合を80%とする。 ③ 上記事業を利用した事業場から、事業を利用した結果、有効、有用であった旨の回答の割合を80%以上にする。 ① メンタルヘルス支援事業について、専門家の派遣回数を1,400回に達するようにすること。 ② THPのデモンストレーション事業について、健康指導の延べ回数を7,500回に達するようにすること。	◎
2	化学物質管理の支援体制の整備	GHSに対応した化学物質管理マニュアル作成、GHSに対応したモデル表示・モデルMSDS(化学物質等安全データシート)の作成、リスクアセスメント及びMSDS作成担当者等の人材養成研修等の支援事業を行うとともに、国が定める化学物質のリスク評価を行い、事業者が行う化学物質管理の充実に資する。	化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合を80%以上にする。 また、労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく告示に示された10物質について確実にリスク評価書を作成する。	○	① 化学物質のリスクアセスメント及びMSDSに係る研修参加事業場において、化学物質のリスクアセスメント等研修内容に基づき取り組む割合を90%以上にする。 ② 上記の研修参加事業場において、研修が有用、有効であったとする割合を80%以上とする。 労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示(H19.11改正)に定める44物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質すべてについて、確実にリスク評価を実施する。	◎
3	労働時間等の設定改善に向けた取組の推進	1 労働時間等設定改善援助事業の実施 仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・指導を行う専門家を地域の主要な事業主団体に配置し、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業集団に対して、個々の会員事業場の実情を踏まえた指導、援助を行う。 2 労働時間等設定改善推進助成金の支給 労働時間等の設定改善を団体的取組として行う中小企業事業主団体に対して助成を行う。 3 仕事と生活の調和にかかる社会的気運の醸成 企業の労使や自治体の関係者の参集を求め、シンポジウムを開催する等により、関係労使をはじめ、広く国民が仕事と生活の調和の重要性や必要性を踏まえた取組を行うための社会的気運の醸成を図る。 4 職場意識改善助成金(平成20年度新規) 労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対して助成を行う。	1 労働時間等設定改善援助事業 ① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。 ② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 2 労働時間等設定改善推進助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 3 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成 シンポジウムの参加者数を5,300人以上とする。	○	1 労働時間等設定改善援助事業 ① 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ事業場全体において、年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。 ② 援助対象となった中小企業集団を構成する事業場のうち、所定外労働の削減について取り組んだ事業場全体において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 2 労働時間等設定改善推進助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主団体において、傘下事業場全体における平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 3 職場意識改善助成金 ① 助成金の支給対象となり、年次有給休暇の取得促進について取り組んだ中小企業事業主において、年次有給休暇の平均取得率を2.5%以上上昇させる。 ② 助成金の支給対象となり、所定外労働の削減について取り組んだ中小企業事業主において、平均所定外労働時間数を10%以上削減する。 4 1週60時間以上働く雇用者の割合を平成15年度(12.2%)と比較し、1割削減する。 -	◎
4	建設業における総合的な労働災害防止対策等の推進事業	建設業における労働災害を防止するため、足場先行工法・手すり先行工法の定着のための研修・指導や専門業種別のリスクアセスメントに係るマニュアルの開発、研修等を行う。	① 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とするともに、事業対象事業場における労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、7.6%以上減少させる。 ② 事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を50%以上に高める。 ③ 安全優良職長として厚生労働大臣から顕彰された者が研修会の内容等を活用した安全衛生活動を実施した割合を90%以上とする。	△	① 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とする。 ② 事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を60%以上に高める。 ③ 顕彰された職長として研修会の内容等を活用して安全衛生活動を実施した者の割合を90%以上とする。 ④ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を利用した事業場から、当該支援を利用した結果、有効、有用であったことから「今後、自らの施工現場で手すり先行工法を採用する」と回答する者の割合を80%以上とする。 ① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(72回)。 ② 手すり先行工法の普及・定着のための安全パトロールを行う(630現場)。 ③ 手すり先行工法による工事実施のための総合的支援を行う(293事業場)。 ④ 顕彰された職長に対する研修会を実施する。	◎

5	働き方改革トータルプロジェクトの推進事業	働き方の見直しにより、長時間の是正に取り組む中小企業に対して助成金を支給する。	本事業の実施事業主のうち、本事業により具体的に長時間労働の是正が図られているとする事業主の割合を80%以上とする。	○	本事業の実施事業主のうち、事業終了時に、本事業の実施により具体的に長時間労働の是正が図られたとする事業主の割合を85%以上とする。 中小企業労働時間適正化促進助成金の支給決定件数を100件以上とする。
6	過重労働解消に向けた取組の推進事業	総労働時間の長い業種・企業系列等の中から選定した企業集団に対し、過重労働による健康障害防止等について安全衛生管理の専門家による助言指導を実施する。	本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を80%以上とする。	○	助言・指導を実施した結果、本事業の実施対象集団のうち、過重労働による健康障害防止に関して改善が図られた集団の割合を90%以上とする。 本事業の実施対象事業場のうち、具体的な改善を図るための助言指導等を実施した割合を90%以上とする。
7	労働時間等相談センター事業の推進	主要都市の交通至便なターミナル駅等の周辺(全国33カ所)に労働時間等相談センターを設置し、長時間労働の是正、適正な労働時間管理、職場の安全及び健康確保等に関する労使からの窓口相談、電話相談に対して助言・説明を行う。 なお、17時以降や土曜日にも相談を受け付けることにより利用者の便宜を図っている。	① 相談件数は、53,000件以上とする。 ② 相談した結果、疑問が解消し、有益・有用であったとする割合を80%以上とする。	○	相談した結果、疑問が解消し、有益・有用であったとする割合を平成19年度の5%増の85%以上とする。 相談件数を平成19年度実績の5%増の55,650件以上とする。
8	新規起業事業場就業環境整備サポート事業	新規起業事業場に労働時間制度や安全衛生体制に係る管理・諸手続についての専門家を派遣し、指導、助言を行う。	利用した事業場のうち、具体的な就業環境の整備が図られた割合を80%以上とする。	○	利用した事業場のうち、1年以内に具体的な就業環境の整備が図られた割合を85%以上とする。 サポート実施事業者数を800社以上とする。

2. 社会復帰促進事業及び被災労働者等援護事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

◎:20年度重点目標管理事業 ☆:20年度新規事業

事業番号	事業名	施策概要	19年度成果目標	成果目標達成度合	20年度成果目標	備考
9	労災診療費審査体制等充実強化対策費	労災診療費請求内訳書(レセプト)等の点検(事務的審査)、診療費データの集積管理等を行わせることにより労災診療費の審査体制等の強化を図る。	労災診療費請求等において、誤請求率を8.34%(平成18年度実績)以下とする。	×	査定率:1.38%以上 (査定率…医療機関側からの請求金額のうち、査定減となった金額の割合) —	
10	労災ケアサポート事業経費	労災年金受給者及びその家族が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し、専門スタッフによる訪問指導等を行うなど、労災年金受給者等の生命と生活維持に必要な不可欠な援護等の実施	① 本事業に対する利用者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。 ② 労災年金受給者等に対して、訪問・巡回指導を年間3万件以上実施する。	○	本事業に対する利用者から、介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価を90%以上得る。 労災年金受給者等に対して、訪問・巡回指導を年間3万件以上実施する。	
11	高齢被災労働者対策費	高齢重度被災労働者の障害の特性に応じた介護を提供するための施設運営	① 本事業に対する入居者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。 ② 全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名、入居率90%を維持する。	○	本事業に対する入居者から、介護サービスは有用であった旨の評価を90%以上得る。 全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名、入居率90%を維持する。	

3. 安全衛生確保等事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

◎:20年度重点目標管理事業 ☆:20年度新規事業

事業番号	事業名	施策概要	19年度成果目標	成果目標達成度合	20年度成果目標	備考
12	林業従事者等における安全衛生対策の推進事業	林業において多発する「かかり木」による労働災害を防止するため、巡回指導、研修会の実施等により、安全対策の推進を図るもの。 また、林業における振動障害防止対策を推進するため、チェーンソー取扱事業場及び労働者の調査を行い、特殊健康診断の受診状況をシステム管理し、事業主等に対し特殊健診の受診勧奨等を行うとともに、特殊健診を受診していない労働者に対して巡回方式による特殊健診を実施する。	① 危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を86%以上とする。 ② 高性能林業機械に係る研修会に参加した事業場において高性能林業機械の安全対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする。 ③ 振動障害の巡回特殊健診の有所見率を7.7%以下にする。	△	① 危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を89%以上とする。 ② 高性能林業機械に係る研修会に参加した事業場において、高性能林業機械の安全対策に取り組む事業場の割合を81%以上とする。 ③ 振動障害の巡回特殊健診の有所見率を7.7%以下とする。 ① 危険性の調査の実施に係る個別指導を行う(年間合計90事業場) ② 高性能林業機械に係る研修会を実施する(23府県50名) ③ 全国で7,500人に対し巡回形式の特殊健康診断を実施する。	
13	中小地場総合工事業者指導力向上事業	中小地場総合工事業者による下請業者に対する安全管理能力の向上等を図るため、現場所長や店社に対する研修、モデル事業場への個別指導等を行う。	事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とするとともに、事業対象事業場における労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、7.6%以上減少させる。	×	事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 ① 危険性・有害性等の調査等普及促進のための研修会を実施する(72回)。 ② モデル事業場への個別指導を実施する(293事業場)。 ③ モデル事業場の取組事例集を作成する。	

14	安全衛生情報提供等事業	事業者の安全衛生活動に必要な情報を的確に提供するため、インターネットを通じた災害事例等の安全衛生情報や安全衛生教育ソフトの提供等を行う。技能講習修了者のデータの一元管理を行う。	① 新たに安全衛生情報センターの情報等を利用した安全衛生対策を実施する企業への抽出調査において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を86.3%以上とする。 ② コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件数を1,580万件、高度視聴覚媒体の利用者数を13,563人(過去3年平均の5%増(以下、同じ。))、展示コーナーの利用者数を57,234人以上とする。	△	① 新たに安全衛生情報センターの情報等を利用した安全衛生対策を実施する企業への抽出調査において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を90.0%以上とする。 ② コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件数を1,862万件、高度視聴覚媒体の利用者数を13,916人、展示コーナーの利用者数を59,167人以上とする。 ① 死亡災害データベースに死亡災害事例を1,500件追加掲載する ② 労働安全衛生法に基づき届出された新規化学物質を1,200件追加掲載する
15	交通労働災害等防止対策の推進事業	交通労働災害を防止するため、事業場に対する個別指導等により、ガイドラインに基づく対策を推進する。	① 個別指導対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を実施した事業場の割合を95%以上とする。とともに、個別指導対象事業場における交通労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、9.6%以上減少させる。 ② ITを活用した遠隔による安全衛生管理について、実際の作業に適用し、実証を行うなどにより、実用可能な手法の検討を行う。	×	交通労働災害防止に関する指導の対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を実施した事業場の割合を95%以上とする。 ① 交通労働災害防止に関する指導を900事業場に対して実施する。 ② ITを活用した遠隔による安全衛生管理について、実際の作業に適用し、実証を行うなどにより、実用可能な手法の検討を行う。
16	危険性・有害性等の調査等普及促進事業	事業場の自律的な安全衛生管理活動を推進するため、モデル事業場の育成指導、好事例集等の作成、業種別団体を通じた中小事業場に対する導入支援等により、労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進を図るとともに、企業外専門家による安全衛生診断事業を行う。	① 本事業の活動に参加した事業対象団体、機械製造メーカー等においてリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を50%以上とする。 ② 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とする。とともに、リスクアセスメントに係る指導を実施した事業場における労働災害(休業4日以上)の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、9.6%以上減少させる。	○	① 本事業の活動に参加した事業対象団体、機械製造メーカー等においてリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を64%以上とする。 ② 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とする。 ① 機械の包括的な安全基準に関する指針に基づく危険性・有害性等の調査等について50の改善事例を作成する。 ② 事業対象団体に対し危険性又は有害性等の調査等相談員を47名養成する。 ③ 専門家による危険性又は有害性等の調査等の診断を450事業場に対して行う。
17	2007年問題に対応するITを活用した新しい安全衛生管理手法の構築	2007年問題をはじめとする労働現場の変化、これに伴う事業場における安全衛生水準の低下に対応するため、近年進歩の著しいIT技術を駆使した新たな安全衛生管理手法の構築を図る。	ITを活用した安全衛生管理システムについて、実際の現場に適用し、検証を行うことにより、事業場において実用可能な手法とするための問題点・改善点等を把握する。(平成20年度までの時限事業)	○	ITを活用した安全衛生管理システムについての説明会・展示会を開催し、参加者のうち「ITを活用した安全衛生管理システムを理解し、当該システムの活用について検討する」と回答する割合を50%以上とする。(平成20年度までの時限事業) ITを活用した安全衛生管理システムについての説明会・展示会を開催し、100名以上を参加させる。
18	じん肺等対策事業	石綿取扱い事業等の有害業務に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施する。 ※ 平成20年度からは「危険有害な特定化学物質対策の推進事業」を一部廃止の上統合し、石綿にかかる実態調査、ばく露防止対策の検討等を行う。 ※ 平成20年度からは「呼吸用保護具の性能の確保のための買取り試験の実施」を統合し、呼吸用保護具の性能を確保するため、防じんマスク及び防毒マスクについて、流通過程において買取りを実施し、「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施する。	離職後健診の受診率を59.7%以上にする。(受診率とは、延べ受診者数を健康管理手帳交付者数で除したものに100を乗じたもの)	○	① 離職後健診の受診率を61.0%以上にする。 ② 抜き打ちによる買取り試験を行い、表示の不具合等軽微な不具合以外の不具合がある呼吸用保護具の割合を5%以下とする。更に規格に適合しない重大な欠陥を生じない状態を維持する。 ③ 石綿ばく露防止対策に係る説明会参加事業場において、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に基づく対策に取り組む割合を90%以上にする。 ① 石綿健康管理手帳の新規交付数を3,370件(H19実績)以上とする。 ② 型式の計画買取り総数に対する買取り率を100%とする。 ③ 石綿ばく露防止対策に係る説明会を8回実施する。
19	快適職場形成促進事業	喫煙対策をはじめ快適な職場環境の形成を図るため、快適職場指針及び喫煙対策ガイドラインの周知、アドバイザーによる快適職場推進計画の認定に係る業務(申請事業場に対する助言、計画の審査等)を行う。	① 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 ② 職場における喫煙対策の実施率を88.2%以上とする。	△	① 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 ② 職場における喫煙対策の実施率を89.4%以上とする。 都道府県快適職場推進協議会の開催率を100%とする。(地域の特徴を考慮し、関係機関の啓発も兼ねつつ当該地域の快適な職場環境の形成促進の方策等を検討するための会議。)
20	地域産業保健センターの整備事業	小規模事業場における労働者の健康確保のため、全国347カ所に地域産業保健センターを設置し、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康相談、情報提供等を実施する。	① 健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については53,695人以上、事業者等については23,065人以上とする。 ② 「働き盛り層のメンタルヘルスクア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を86.5%以上にする。	△	① 健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については56,963人以上、事業者等については23,065人以上とする。 ② 「働き盛り層のメンタルヘルスクア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を86.5%以上にする。 健康相談窓口の実施回数を26,378(H19年度実績26,377回)回以上とする。
21	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業	小規模事業場における安全衛生活動を促進するため、小規模事業場を主な構成員とする団体等に対し、団体が自主的に行う安全衛生活動に対し支援を行う。	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数を50%以下にする。	×	事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害(休業4日以上)の発生件数減少率を30%以上にする。 構成事業場会議の実施率を100%とする。(団体を構成する事業場が参集し、たんぼぼ計画の趣旨、安全衛生活動計画の内容等を理解し、安全衛生活動に対する意識を高めることによって団体活動を促進させることを目的とする会議。団体活動を行うにあたり必要不可欠なものである。)

22	化学物質の有害性調査等事業	化学物質について、実験動物を用いたがん原性試験を実施する。さらに、実験動物を用いた長期吸入試験等を行う施設として、昭和57年に、国が設立した日本バイオアッセイ研究センターについて、定期的に国の委託による試験の対象物質の変更を行うことから、これに伴う試験設備の変更を行う。また、施設建設から約20年を経過し施設の老朽化が進んでいることから実験の継続に必要な不可欠な試験関連の設備を計画的に改修する。	委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成19年度試験が終了する予定2物質について、試験結果を公表する。	○	— 委託物質に係る有害性試験を適正に実施し、平成20年度に試験が終了する予定2物質について、試験結果を公表する。
23	労働災害防止対策費補助金	事業主の自主的な労働災害防止の活動を促進するための中心団体として労働災害防止団体の規定により設立された労働災害防止団体(6団体)が実施する事業主等の労働災害防止活動の促進等の事業について補助を行うもの。	① 労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,858回以上実施する。 ② 全国産業安全衛生大会の参加者数を、11,000人以上とする。 (平成20年度から第11次労働災害防止計画が始まることから、20年度以降の成果目標については、当該計画に準じた具体的災害件数の減少といった目標を設定することを検討)	○	① 労働災害防止団体における安全衛生管理活動(個別事業場指導)を1,900回以上実施する。 ② 業種別労働災害防止団体においては、業種ごとの労働災害による死亡者数について、平成19年と比して4%以上減少させる。 労働災害防止に関する教育研修等の参加者数を39,240人以上とする。
24	産業医学振興経費	産業医学の振興と産業医の養成・確保を図るため、産業医科大学の運営に対する助成、産業医として必要な知識等を習得するための研修の実施等の事業について補助を行うもの。	① 国家試験情報の収集、結果の分析、授業担当教員への情報伝達等各教員が共通認識に立ち学生指導を行う体制を整備するとともに、高い教育水準を達成することにより、医師国家試験の合格率については常に全国大学医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 ② 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上を純増させる。	○	① 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を毎年20名以上純増させる。 ② 認定産業医の資格を取得しようとしている他の医科大学・医学部卒業者に対して行う日本医師会認定産業医基礎研修会の受講者のうち、当該講座が有用であった旨の回答の割合を80%以上とする。 ① 医師国家試験の合格率については常に全国大学医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 ② 産業医の資格取得希望者のための研修の参加者を500人以上とする。 ③ 企業人事・労務担当者向けメンタルヘルス対策支援講座、一般者向け公開講座や産業医活動に関心を持つ者に対してオープンキャンパスを実施し、これら講座等の参加者を700人以上とする。
25	特定分野における労働者の労働条件の確保・改善対策事業	労働者の労働条件の確保・改善対策については、主として定期監督において、個別事業場に対し、法の履行を図らせているところであるが、定期監督のみでは限りがあることから、集団的に指導することにより法の履行確保を図っている。	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得る。	○	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得ること。 平成18年度事業において把握した有期契約労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。
26	中小企業勤労者総合福祉推進事業(廃止整理対象事業)	中小企業による総合的な福祉事業対策の充実に向けた共同福祉事業の実施体制を確立するため、中小企業の勤労者と事業主が相協力して「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立し、当該センターが在職中の生活の安定、健康の維持増進、老後生活の安定等総合的な福祉事業を行うことに対し、国が補助を行い、中小企業勤労者の福祉の増進を図る。	① サービスセンターの総会員数:96万人以上とする。 ② サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を65,500人(18年度実績)以上とする。 ※ 労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設けることとしている。	△	サービスセンターの総会員数:97万人以上とする。(過去に補助を受けていたサービスセンターも含む) ※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。 サービスセンターが補助した生活習慣病(成人病)検診、人間ドック受診の実施数を46,133人(19年度実績)以上とする。 ※労働福祉事業の見直しにより、当該補助金は廃止することとするが、平成18年度までに開始した市区町村に対する補助については、平成22年度まで経過措置を設け、補助開始後一定期間(15年間又は10年間)経過するまでの間、補助を継続する。
27	未払賃金の立替払事業	未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について事業主に代わって支払うものである。	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 ① 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均30日以内を堅持する。 ② 再建型の民事再生事案等については、債務承認書又は弁済計画書未提出ないし弁済不履行のすべての再生債務者等に対して、提出督促及び弁済督促を行う。	○	立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 ① 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を「平均30日以内」を堅持し、平成19年度実績を定着させる。 ① 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均30日以内を堅持し、平成19年度実績を定着させるため、以下の措置を講じる。 ・原則週1回の立替払を堅持する。 ・審査マニュアル等の内容の充実や研修等を実施し、審査業務の標準化を図る。 ・ホームページの一層の充実、パンフレットの見直しを行う。 ② 立替払債権の確実な回収を図るため、民事再生事案等について、債務承認書又は弁済計画書未提出ないし弁済不履行のすべての再生債務者等に対して、提出督促及び弁済督促を行う。
28	中小企業退職金共済事業	労働保険特別会計労災勘定により掛金助成を行い、中小企業退職金共済制度への加入にともなう事業主負担を軽減し、退職金制度の普及を図る。	中退制度において、中期目標期間中に、新たに加入する被共済者数を1,595,000人とする。なお、平成19年度における目標は以下のとおり。(独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標対象期間:平成15年10月～平成20年3月) 新たに加入する被共済者数を354,460人以上確保する。	○	在籍被共済者数が、前年度を上回る(平成19年度末2,911,000人) 新規加入被共済者数(平成20年度:400,600人)

29	安全衛生関係等調査研究 (平成20年度より「労災関係等調査研究」に変更)	① 個人業務請負契約に基づき就業する者の実態調査(19年度限り) ② 小規模事業場における安全衛生管理体制・活動の実態調査(19年度限り) ③ 石綿による疾病に関する症例収集及び分析 ④ 振動障害診断のための冷水浸漬皮膚温検査法(12℃5分法)に関する調査研究	① 調査を適切に実施し、その分析結果をまとめると共に、実効ある対処方針等についても検討し、報告書にまとめる。 ② 実態調査・検討を適切に実施し、国の支援方策の在り方等についての報告書を取りまとめる。 ③ 症例収集及び研究を適切に実施し、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。 ④ 調査研究を適切に実施し、報告書を取りまとめ、検査結果の評価のための基礎資料を得る。	○	③ 症例収集及び研究を適切に実施し、報告書を取りまとめ、迅速・適正な労災認定のための基礎資料を得る。 ④ 調査研究を適切に実施し、報告書を取りまとめ、検査手技の評価のための基礎資料を得る。	
30	個別労働紛争対策事業	平成13年10月より施行されている、労働関係から生じるあらゆる紛争の解決促進を目的とする「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、以下の事業を実施。 1 総合労働相談窓口の運営(全国約300カ所) 2 都道府県労働局長の助言・指導 3 個別労働紛争の自主的解決の援助	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言及び指導の処理期間1か月以内のもの割合93%を上回る。	○	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言及び指導の処理期間1か月以内のもの割合94%を上回る。 助言・指導申出受付件数(平成20年度計画数:6,261件)	
31	技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施事業	「技能実習制度」は、開発途上国等に対する技能移転を図ることを目的とし、技能実習生を労働基準法上の労働者と位置づけて実習を行う制度である。近年、国際化の進展等により、我が国で就労する技能実習生の増加が顕著であり、それに伴い技能実習生に係る業務上の事故・疾病及び賃金・労働時間等就業に関する問題も増加している。 本事業は、技能実習生受入企業に対する安全衛生、健康確保に対する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策等を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図るとともに制度の適正かつ円滑な推進に資することを目的とし、以下の事業を行っている。 ・安全衛生対策検討委員会の設置 ・実習生受入れ企業等に対する助言・指導等の実施 ・適正な労災保険給付の確保	① 安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 360件以上 ② メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 85件以上 ③ JITCOが実施する「技能実習生の労働災害発生状況調査」中の労災事故発生率 0.4%以下	△	JITCOが実施する「技能実習生の労働災害発生状況調査」中の労災事故発生率 0.4%以下 ① 安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 360件 ② メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 85件	
32	家内労働者の安全衛生対策事業	家内労働者の安全衛生を確保するため、以下の事業を実施するもの。 1 家内労働者の災害防止状況、健康管理、作業環境等家内労働の実態を把握するため個別訪問し、適切な指導を行う。 2 家内労働者の安全衛生・健康管理について、委託者及び家内労働者の自主的取組を促進するため、自主点検及び集団指導を行う。 3 危険有害業務に従事する家内労働者が多くいる地域において、危険有害業務に従事する家内労働者の職業性疾患の早期発見及び予防のため、家内労働者の健康相談事業を実施する。 4 粉じん作業等有害業務に従事する家内労働者の職業性疾患の早期発見及び予防のために、各都道府県労働局を通じて受診対象家内労働者を取りまとめたうえ、各都道府県にある健診機関において特殊健康診断を実施する(平成19年度限り)。	受診勧奨に従って特殊健康診断(自己負担有り)を受診した家内労働者数を、計画する健診予定者数の80%以上とする。	×	安全衛生指導員による個別指導において、要改善事項があった者(委託者・家内労働者)について、指導の結果、改善の意向ありと回答した者の割合を80%以上とする。 家内労働安全衛生指導員による指導対象となる家内労働者及び委託者数、3,400人以上。	
33	働く女性の母性健康管理対策推進費	女性労働者・企業を対象として、母性健康管理の措置の実態に関する調査を全国的に実施し、母性健康管理措置の現状や課題について分析し、母性健康管理措置を推進していくための施策の提言を行う。 また、調査及び分析の結果を踏まえ、企業における母性健康管理に関する環境整備を進めるため、様々な媒体を活用し、女性労働者・企業等に対し母性健康管理に関する効果的な情報提供、周知・啓発を実施する。 さらに、産業医等産業保健スタッフ・企業の人事労務担当者を対象に研修を実施し、母性健康管理に関する必要な知識やノウハウを効果的に付与することにより資質の向上を図り、企業における母性健康管理体制の整備を推進する。	研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組みが進んだ事業場の割合を80%以上とする。	○	研修を受講した産業医等の属する事業場のうち、実際に母性健康管理措置の充実等母性健康管理に関する取組みが進んだ事業場の割合を80%以上とする。 母性健康管理サイトのアクセス数を100,000件とする。	
34	女性と仕事総合支援事業	男性に比べ働く上で困難な状況に直面することが多い女性労働者に対し、職場でのストレスや過労等による精神的・身体的な問題に対処し、女性労働者が健康で、かつ、その能力を十分発揮できるようにするための相談、情報提供などの事業を集中的に行う。	① 健康に関する相談件数 2,400件 ② 健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処方法を見出すことができた」又は「健康問題が具体的に解決された」等、具体的な成果が得られた旨の回答を利用者の80%以上から得る。	○	健康に関する相談を受けたことで、「健康問題に関する具体的な対処方法を見出すことができた」又は「健康問題が具体的に解決された」等、具体的な成果が得られた旨の回答を利用者の85%以上から得る。 健康に関する相談件数 2,500件	
35	総合的短時間労働者対策推進費 (廃止整理対象事業)	短時間労働者の雇用管理の改善に向けた取組を実施する事業主に対して助成金を支給する。	短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けた事業所のうち、支給の1年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。	○	短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給を受けた事業所のうち、支給の1年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。 助成金支給件数(事業主向け助成金) 245件	
36	トラック運転者に係る改善基準遵守徹底等支援事業	依然として長時間労働の実態にあるトラック運転者の就業環境の改善を図るため、長時間労働の抑制・改善基準遵守徹底に取り組んでいる好事例集の作成、好事例集を活用したセミナーの開催、荷主に対する広報などを実施するもの。			セミナーに参加したトラック事業者から、「長時間労働の抑制の取組を実施又は検討したい」との回答を80%以上得る。 全国3箇所計900のトラック事業者等を対象にセミナーを開催する。	☆

4. 平成19年度限りで廃止の事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

◎:20年度重点目標管理事業 ☆:20年度新規事業

事業番号	事業名	施策概要	19年度成果目標	成果目標達成度合	20年度成果目標	備考
37	労災年金担保貸付事業	労働者及びその遺族の援護を図ることを目的として、年金たる保険給付を受ける権利を有する者に対する当該権利を担保とする小口の資金貸付事業を行う。	中期目標期間中に、借入申込から貸付実行までの期間を、平成15年度(概ね4週間)に対し、1週間(事務処理日数5日)短縮する。(独立行政法人福祉医療機構中期目標対象期間:平成16年4月～平成20年3月)	○		
38	海外派遣労働者に対する安全衛生確保事業	海外進出企業における労働安全衛生水準の向上、労働安全衛生分野における国際協力の促進のため、諸外国の情報収集及びホームページ等を通じた提供、途上国の安全衛生団体の担当者に対する労働衛生に関する研修を行う。	① 情報提供事業 新たに国際安全衛生センターの情報等を利用した事業場において、新たに労働災害防止対策に取り組む予定である割合を94%以上にする。 ② 海外進出先国研修協力事業 研修事業参加国において、当該研修を踏まえ新たに安全衛生対策に取り組む予定である割合を91%以上にする。 ③ 事業の廃止・整理について 国際安全衛生センター運営事業については、労働福祉事業見直し検討会における指摘を踏まえ、今後平成19年度に事業を縮小し、平成20年度に廃止、整理する予定であり、事業の廃止、整理に向けて作業を進める。	△		
39	危険有害な特定化学物質対策の推進事業	石綿、ダイオキシン類、シックハウス関連化学物質対策の充実を図るため、これらの危険有害な化学物質にかかる実態調査、ばく露防止対策の検討等を行う。	石綿ばく露防止対策に係る説明会参加事業場において、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に基づく対策に取り組む割合を90%以上にする。	○		
40	「呼吸用保護具の性能の確保のための買取り試験」実施事業	呼吸用保護具の性能を確保するため、防じんマスク及び防毒マスクについて、流通過程において買取りを実施し、「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施する。	抜き打ちによる買取り試験を行い、表示の不具合等軽微な不具合以外の不具合がある呼吸用保護具の割合を5%以下とする。	○		
41	有期契約労働者就業環境改善プロジェクト	有期労働契約に関する法令等制度の内容を周知啓発するとともに、都道府県労働局に「労働条件確保改善推進委員会」を設置し、当該地域における有期契約労働者の就業環境の改善に向けた全体計画を策定し、地域の事業主団体に、①改善を進める事業場(対象事業場)の選定、②対象事業場における有期労働契約に係る制度の問題点(労働条件、健康診断・安全衛生教育の実施状況、福利厚生、教育訓練等における正規雇用者との間の格差等)の把握及び改善に向けた計画(改善計画)の策定、③改善計画に沿った具体的な取組の推進を行う。	平成18年度事業において把握した有期契約労働者に係る問題点等を踏まえ、対象事業場のうち、具体的な改善を図るための指導援助を実施した事業場の割合を80%以上とする。	○		
42	中小企業福祉事業費	1 中小企業における労務管理の向上等を図るため、中小企業労働施策アドバイザーによる指導等の事業を行う都道府県に対して補助を行う。 2 中小企業を中心とする労使双方からの労働相談・情報提供ニーズに的確に対応するため、労働相談員の配置等により相談窓口の高度化・専門化等を図る都道府県に対して補助を行う。	中小企業施策アドバイザーにより労務改善指導を行った事業所について、指導後6ヶ月以上経過した事業所を調査対象とし、労務改善済み又は改善途中の事業所の比率を1/2以上とする。	○		

5. 独立行政法人の事業(労働者健康福祉機構)

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

◎:20年度重点目標管理事業 ☆:20年度新規事業

事業番号	事業名	施策概要	19年度成果目標	成果目標達成度合	20年度成果目標	備考
43	労災病院の運営	<p>労災特有の疾病に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供する。</p> <p>また、各都道府県に設置してある産業保健推進センターと連携し、事業主及び勤労者に対する健康確保に関する啓発活動、職場環境の改善指導等を行い、事業場における産業保健活動の支援を行う。</p> <p>さらに、民間病院では行うことが困難な勤労者医療を全国的なネットワークを構築して提供し、被災労働者の早期職場復帰のほか、勤労者の健康確保の面において重要な役割を果たしている。</p>	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 筑豊労災病院については、平成20年3月31日までに廃止する。平成19年度を統合予定時期とする統廃合対象病院については、それぞれの現状に則して作業を進める。</p> <p>② 各労災疾病研究センターにおいて、騒音、電磁波等による感覚器障害分野、業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)分野に関し、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース(ホームページ)を構築し、既存のデータ・ベース(ホームページ)と併せてなどへのアクセス件数62,000件以上を得る。</p> <p>③ 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。</p> <p>ア 労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、40%以上の患者紹介率を確保する。</p> <p>イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、13,000人以上を対象にモデル医療の普及を行う。</p> <p>ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ23,000件以上の受託検査を実施する。</p> <p>④ 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、63,000人以上の救急搬送患者を受け入れることが可能な体制を整備する。</p> <p>⑤ 全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。</p>	○	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。</p> <p>② 全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を80%以上得る。</p>	
44	医療リハビリテーションセンターの運営	<p>被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供する。</p>	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度にける目標は以下のとおり。</p> <p>四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p>	○	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度にける目標は以下のとおり。</p> <p>四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p>	
45	総合せき損センターの運営	<p>被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供する。</p>	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p>	○	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。</p> <p>外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p>	
46	労災リハビリテーション作業所の運営	<p>入所者の自立更正の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図る。</p>	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>在所者個々人の障害特性、希望に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援や、作業内容の見直しを行い、社会復帰率を前年度実績に比し1ポイント以上高める。</p>	○	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。</p> <p>在所者個々人の障害特性、希望に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援や、作業内容の見直しを行い、社会復帰率を前年度実績に比し1ポイント以上高める。</p>	
47	納骨堂の運営	<p>産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。</p>	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得る。</p>	○	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の20年度計画を達成する。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。</p> <p>遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を90%以上得る。</p>	

48	産業保健推進センターの利用促進事業	労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与するため、産業保健関係者に対する研修、相談を実施する。また、ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供する。	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 産業保健関係者に対し、各地域のニーズに応じて延べ2,000回以上の研修を積極的に実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9,600件以上確保する。</p> <p>② 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報提供を行うとともに、ホームページのアクセス件数については650,000件以上得る。</p> <p>③ 各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。</p>	○	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。</p> <p>産業保健関係者を対象とした研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。</p>	
49	勤労者予防医療センターの運営	勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進する。	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ128,000人以上</p> <p>② メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ18,000人以上</p> <p>③ 勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3,500人以上実施</p> <p>④ 利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る</p>	○	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。</p> <p>利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を80%以上得る。</p>	
50	海外勤務健康管理センターの運営	海外派遣労働者に対する健康診断を行うほか、健康に関する相談・疾病予防・海外の医療衛生情報について調査・研究を行い、そのデータを随時提供する。	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を13,100人以上確保するとともに、海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を80%以上得る。</p> <p>② 海外派遣労働者の健康管理、メンタルヘルスに関する調査研究成果及び巡回健康相談で収集した海外医療情報等をホームページで情報提供し、35,000件以上のアクセスを得る。</p>	○	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。</p> <p>海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を90%以上得る。</p>	
51	海外巡回健康相談事業	海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行う。	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>海外に在留する邦人労働者から、海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。</p>	○	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成16年4月～平成21年3月)。なお、平成20年度における目標は以下のとおり。</p> <p>海外に在留する邦人労働者から、海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を90%以上得る。</p>	

6. 独立行政法人の事業(労働者健康福祉機構以外)

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

◎:20年度重点目標管理事業 ☆:20年度新規事業

事業番号	事業名	施策概要	19年度成果目標	成果目標達成度合	20年度成果目標	備考
52	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標を達成する。(対象期間:平成18年4月～平成23年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ年間340回以上及び170報以上報告とする。	○	独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標を達成する。(対象期間:平成18年4月～平成23年3月)なお、平成20年度における目標は以下のとおり。 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ年間340回以上及び170報以上報告とする。 基盤的研究の課題数を前中期目標期間平均数の8割以下を目標とし、プロジェクト研究に重点化を図る。	
53	最新の知見による職業性 疾病等の予防対策普及促進 等事業	職業性疾病等について、国内外の第一線の学術研究員によるワークショップを開催するとともに、海外の規制、基準等を収集し、それに基づく専門家による検討等を行う。また、得られた知見等について、セミナー等を実施し、広く情報の共有・提供を図ること等により、予防対策の普及促進等を行う。			セミナーで提供された研究成果及び最新の知見を、今後の安全衛生活動に活用したいと回答した割合 80% ① 学術研究員によるワークショップ開催回数 5回 ② ホームページアクセス件数 10,000件 ③ セミナー開催回数 6回	☆
54	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金	労働政策の立案や労働政策の効率的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することを目的として以下の業務を行う。 1 労働政策についての総合的な調査及び研究 2 労働政策についての情報及び資料収集・整理 3 労働政策の研究促進のための研究者及び有識者の海外からの招へい及び海外への派遣 4 調査研究結果等の成果の普及及び政策の提言 5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修	独立行政法人労働政策研究・研修機構の第2期中期目標及び中期計画を達成する。なお、平成19年度における目標及び計画は以下のとおり。 ① 外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。 ② プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。 ③ 課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。 ④ 労働政策研究の成果や機構の事業活動全般について、有識者を対象としたアンケート調査により、3分の2以上の者から有益であるとの評価を得ること。 ⑤ 調査研究等の成果について、ニュースレターを月1回以上、メールマガジンを週2回以上、関係者に情報発信し、これらの読者へのアンケート調査を行い、有益であると答えた者の割合を80%以上とする。 ⑥ 情報収集の成果について、政策の企画立案や政策論議の活性化に貢献した実績件数を延べ100件以上とすること。 ⑦ 労働政策フォーラムの参加者を対象としたアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。 ⑧ 研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。	○	① 外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。 ② プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。 ③ 課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。 ④ 調査研究等の成果について、ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。 ⑤ 情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を延べ100件以上とすること。 ⑥ 研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ① 取りまとめた研究成果数(総数(14テーマ)、プロジェクト研究(7テーマ)、課題研究(7テーマ)) ② ニュースレター発行回数(12回)、メールマガジン発行回数(90回以上) ③ 情報収集の成果数(100件以上) ④ 研修生数(3,962人)及びそのうち研修生が有意義だったと回答した数(3,368人)	

7. 実績集計中の事業

○:目標達成 △:一部目標達成 ×:目標未達成

◎:20年度重点目標管理事業 ☆:20年度新規事業

事業番号	事業名	施策概要	19年度成果目標	成果目標達成度合	20年度成果目標	備考
55	短時間労働者安全衛生対策 推進費	正社員との均衡を考慮して短時間労働者の健康診断を実施する事業主に対して助成金を支給する。	短時間労働者均衡待遇推進等助成金は、健康診断等制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。	今後集計	① 短時間労働者均衡待遇推進等助成金は、健康診断等制度の導入時と当該制度の継続が確認できた時の2回に分けて支給することとしているが、2回目の支給を受けた事業所について、半年後において支給対象となった制度が継続して運用され、かつ適用されるものがある割合を80%以上とする。 ② 助成金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合を80%以上とする。 助成金支給件数(事業主向け助成金) 528件	◎
56	小規模事業場の産業保健活動 推進事業	産業医の選任義務のない小規模事業場の産業保健活動を支援するため、集団で自主的に産業医を選任した場合にその費用の一部を補助する。また、深夜業労働者の健康確保を図るため、深夜業労働者が自発的に健康診断を受診した場合にその要した費用の一部を助成する。	産業医共同選任事業において、事業終了時に引き続き産業医による産業保健活動を継続する事業場割合を81%以上にする。	集計中	小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)において、平成20年度に新たに申請した事業場が産業医による産業保健活動を実施する回数を1,300回以上にする。 小規模事業場産業保健活動支援促進事業(産業医共同選任事業)における申請事業場数を522事業場(H19実績521事業場)以上とする。	
57	障害者職業能力開発校経費	障害者の訓練機会及び訓練職種等についての分析調査並びに障害者職業能力開発校の施設等の整備事業である。	障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。	集計中	障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。 -	